平成２２年（フ）第５６７号
兵庫県姫路市大津区天満415番地ローレルハイツ108
債務者　北山　和子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９３号
兵庫県加古川市加古川町本町214番地の５
債務者　成田　善彦
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５４号
北海道小樽市長橋５丁目27番36号
債務者　村田可奈子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０３８号
仙台市青葉区大町２丁目11番１―403号
債務者　阿部　浩士
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４１号
仙台市宮城野区新田東３丁目15番地の１
Ｄ’レスティアブランオーブ新田東318
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３１号
宮城県宮城郡松島町松島字霞ヶ浦４番地の１
債務者　村田　　綾
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
宮城県白石市字寺屋敷前18番地
債務者　四釜　啓介
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１２５号
宮城県伊具郡丸森町大内字青葉南212番地105
債務者　荒　　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３４３号
秋田市新屋松美町10番21号　ディアスクレスト101、前住所秋田市新屋朝日町14番24号コーポ北林101
債務者　土田　隆行
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５号
秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字天道田22番地２
債務者　北嶋　和人
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６３号
秋田市土崎港相染町字沖谷地97番地21
債務者　三浦　雄治
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６４号
秋田市土崎港相染町字沖谷地97番地21
債務者　三浦　廣子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
秋田県由利本荘市東梵天18番地１　エミネントハウスⅡ－Ａ―101
債務者　須藤　厚子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２０６号
福島市渡利字丸滝42番地　天神荘16号
債務者　須貝　敏彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
福島県相馬市椎木字北原83番地の19
債務者　佐藤　久夫
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５３号
福島県南相馬市原町区上町１丁目26番地　上町コーポラスＡ―201
債務者　大森　栄一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５４号
福島県南相馬市原町区上町１丁目26番地　上町コーポラスＡ―201
債務者　大森　和代
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福島地方裁判所相馬支部